○国土交通省告示第四百三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十七年三月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道4号改築工事(鏡石拡幅・福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内まで)

第3 起業地

- 1 収用の部分 福島県岩瀬郡鏡石町久来石、笠石、桜岡、境、中町、中央、不時沼、 五斗蒔町、鏡沼、大池、蒲之沢町及び高久田地内
- 2 使用の部分 福島県岩瀬郡鏡石町久来石、笠石、桜岡、境、中町、不時沼、五斗蒔町、鏡沼、大池、蒲之沢町及び高久田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県岩瀬郡鏡石町久来石地内から同町高久田地内までの延長 4.9kmの区間(以下「本件区間」という。)における「一般国道4号改築工事(鏡石拡幅)」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。 したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号(以下「本路線」という。)は、東京都中央区を起点とし、福島市、仙台市等を経由して、青森市に至る延長約889kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線(以下「現道」という。)は、鏡石町の既成市 街地を通過しており、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線の鏡石スマートイン ターチェンジにも近接していることなどから、地域住民による地域内交通と物流等 による通過交通とに広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内地内で23,798台/日であり、混雑度は1.66となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が 図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年5月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているクロマルハナバチ及びトウキョウダルマガエルその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、

必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、福島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令(昭和45年政令第320号)による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成15年5月9日に都市計画決定された都市計画と、幅員構成を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していることから、できるだけ早期 に交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる一般国道4号4車線整備促進期成同盟 会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合 理的であると認められる。 したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県岩瀬郡鏡石町役場
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 福島県岩瀬郡鏡石町笠石、桜岡、境、中 町及び中央地内